

東大阪市工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準

(目的)

第 1 条 この基準は、工事請負契約及び設計業務等委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

(工事請負契約に係る設定の基準)

第 3 条 最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額に次の各号の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じた額とする。ただし、算出した額が、予定価格の 90%を超える場合または 70%に満たない場合は、それぞれ予定価格の 90%または 70%の額に、ランダム係数を乗じた額とする。なお、電子入札システムによらない案件及び単価契約案件についてはランダム係数を乗じないこととする。

- (1) 直接工事費額 95%
- (2) 共通仮設費額 90%
- (3) 現場管理費額 90%
- (4) 一般管理費額 55%

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、入札ごとに予定価格の 70%から 90%までの範囲内で市長が定める。

(設計業務等委託契約に係る設定の基準)

第 4 条 最低制限価格の算出は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じた額とする。ただし、算出した額が、予定価格の 80%を超える場合または 60%に満たない場合は、それぞれ予定価格の 80%または 60%の額に、ランダム係数を乗じた額とする。なお、電子入札システムによらない案件及び単価契約案件についてはランダム係数を乗じないこととする。

業種区分	①	②	③	④
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

この他の業種区分については、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて

(令和4年2月24日国官会第20279号)」に準拠し、算定を行うものとする。
2 前項に掲げる算定方法によることが適当でない認められる契約については、入札ごとに予定価格の60%から80%までの範囲内で市長が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日以降の入札公告を行ったものから適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日以降の入札公告を行ったものから適用する。